

(裏)

求める開示の実施の方法等	2 少額領収書等の写しの部分ごとに異なる開示の実施の方法を求め るかどうか。 <input type="checkbox"/> (1) 求めない。 <input type="checkbox"/> (2) 求める。(当該部分ごとの開示の実施の方法(開示の実施の 方法は、上記1(1)~(5)及びア又はイ)を記入してください。)
	3 少額領収書等の写しの一部について開示の実施を求めるかどう か。 <input type="checkbox"/> (1) 求めない。 <input type="checkbox"/> (2) 求める。(当該部分を記入してください。)
	4 写しの送付の方法による少額領収書等の写しの開示の実施を求め るかどうか。 <input type="checkbox"/> (1) 求めない。 <input type="checkbox"/> (2) 求める。

(1) 開示の実施の方法	手数料の計算方法	金 額(円)
ア 閲覧	無料	
イ 紙	10円× 枚	
ウ FD	30円+10円× 枚	
エ CD-R	60円+10円× 枚	
オ DVD-R	70円+10円× 枚	
計 (①)		
(2) 送付に要する費用 (②)		
(3) 合計 (①+②)		

開示の実施を 希望する日	年 月 日
-----------------	-------

※受付年月日	年 月 日
--------	-------

※備 考	
------	--

記入上の注意
 1 のある欄は、該当するの中に \surd 印を付けてください。
 2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第6号(第2条関係) 少額領収書等の写しの更なる開示申出書

(表)

少額領収書等の写しの更なる開示申出書

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会 様

氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
開示申出者

住所又は居所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

郵便番号
電話番号

連絡先(連絡先が上記開示申出者以外の場合は、連絡先の住所、氏名及び電話番号)

更なる開示を 求める国会議員 関係政治団体 の名称等	年	国会議員関係政治団体の名称	種類及び数量
開示決定書の日付及び文書番号	日付	年 月 日	
	文書番号	第 号	
政治資金規正法(昭和23年法律第194号) 第19条の16第11項に規定する通知があつた日		年 月 日	
最初に開示を受けた日		年 月 日	
求める開示の 実施の方法等	1 求める開示の実施の方法		
	<input type="checkbox"/> (1) 閲覧		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	<input type="checkbox"/> (2) 複写機により用紙に白黒で複写したものの交付 〔 <input type="checkbox"/> ア窓口での交付 <input type="checkbox"/> イ郵送による交付〕		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	<input type="checkbox"/> (3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をFDに複写したものの交付 〔 <input type="checkbox"/> ア窓口での交付 <input type="checkbox"/> イ郵送による交付〕		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	<input type="checkbox"/> (4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付 〔 <input type="checkbox"/> ア窓口での交付 <input type="checkbox"/> イ郵送による交付〕		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
<input type="checkbox"/> (5) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付 〔 <input type="checkbox"/> ア窓口での交付 <input type="checkbox"/> イ郵送による交付〕		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()	

(裏)

求める開示の実施の方法等	2 少額領収書等の写しの部分ごとに異なる開示の実施の方法を求めるかどうか。 <input type="checkbox"/> (1) 求めない。 <input type="checkbox"/> (2) 求める。(当該部分ごとの開示の実施の方法(開示の実施の方法は、上記1(1)~(5)及びア又はイ)を記入してください。)
	3 少額領収書等の写しの一部について開示の実施を求めるかどうか。 <input type="checkbox"/> (1) 求めない。 <input type="checkbox"/> (2) 求める。(当該部分を記入してください。)
	4 写しの送付の方法による少額領収書等の写しの開示の実施を求めるかどうか。 <input type="checkbox"/> (1) 求めない。 <input type="checkbox"/> (2) 求める。

開示の実施に係る手数料の額及び送付に要する費用	(1) 開示の実施の方法	手数料の計算方法	金額(円)
	ア 閲覧	無料	
	イ 紙	10円× 枚	
	ウ FD	30円+10円× 枚	
	エ CD-R	60円+10円× 枚	
	オ DVD-R	70円+10円× 枚	
	計(①)		
	(2) 送付に要する費用(②)		
(3) 合計(①+②)			

開示の実施を希望する日	年 月 日
-------------	-------

※受付年月日	年 月 日
--------	-------

※備考	
-----	--

記入上の注意

- 既に開示を受けた少額領収書等の写し(その一部につき開示を受けた場合にあっては、当該部分)につきとられた開示の実施の方法と同一の方法による開示の実施の方法を求めることはできません。ただし、当該同一の方法を求めることにつき正当な理由があるときは、構いません。
- のある欄は、該当するの中に \surd 印を付けてください。
- ※印の欄は、記入しないでください。

様式第7号(第2条関係) 少額領収書等の写しの不開示決定通知書

少額領収書等の写しの不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県選挙管理委員会 印

開 示 請 求 年 月 日

年 月 日

開 示 を し な い 旨 の
決 定 を し た 国 会 議 員
関 係 政 治 団 体 の 名 称

年

国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 名 称

開 示 を し な い 理 由

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県選挙管理委員会に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県選挙管理委員会が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第8号(第2条関係) 少額領収書等の写しの開示決定等期間延長通知書

その1

少額領収書等の写しの開示決定等期間延長通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

愛媛県選挙管理委員会 印

開 示 請 求 年 月 日	年 月 日	
開 示 請 求 の あ っ た 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 名 称	年	国会議員関係政治団体の名称
延 長 前 の 期 間		
延 長 後 の 期 間		
延 長 の 理 由		
連 絡 先		

その2

少額領収書等の写しの開示決定等期間延長通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

愛媛県選挙管理委員会 印

開 示 請 求 年 月 日	年 月 日	
開 示 請 求 の あ っ た 国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 名 称	年	国会議員関係政治団体の名称
延 長 前 の 期 間		
延 長 後 の 期 間		
政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条の16第14項の規定を適用する理由		
開示請求に係る少額領収書等の写しのうち法第19条の16第13項の延長後の期間内に開示決定等をする部分		
残りの少額領収書等の写しについて開示決定等をする期限		
連 絡 先		

様式第9号(第3条関係) 少額領収書等の写しの提出命令書

(表)

愛媛県選挙管理委員会達 第 号

国会議員関係政治団体の名称
会計責任者の氏名

少額領収書等の写しの提出命令書

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第19条の16第1項の規定による開示の請求があったので、同条第5項の規定に基づき、次の少額領収書等の写しの提出を命じます。

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会 印

開示請求のあった 少額領収書等の写し	年	支 出 項 目
提 出 期 限	年 月 日	
連 絡 先		

(裏)

少額領収書等の写しの提出に当たっての注意事項

少額領収書等の写しについて	<p>「少額領収書等の写し」とは、人件費以外の経費の支出のうち、1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し(当該領収書等を複写機により複写したものに限り、)のことで、(法第12条第1項第2号及び第2項、第19条の10、第19条の16第1項)。</p> <p>なお、領収書等を徴し難い事情があったときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面(領収書等を徴し難かった支出の明細書)又は当該支出の目的を記載した書面及び振込明細書の写し(当該振込明細書を複写機により複写したものに限り、)を提出する必要があります。</p>
提出方法等について	<p>(1) この命令に係る少額領収書等を複写機により日本工業規格A列4番の用紙に複写し、これらを当該少額領収書等の写しに係る支出がされた年を単位とし、支出項目ごとに分類して提出してください(政治資金規正法施行規則(昭和50年自治省令第17号)第14条の2の4))。</p> <p>また、提出に当たっては、提出枚数等を記入した少額領収書等の写しに係る通知書(様式第10号)を添付してください。</p> <p>(2) この命令以前に、その内容と同一の命令を受け、未だそれに係る少額領収書等の写しが提出されていない場合は、同一の少額領収書等の写しを2部提出していただく必要はありませんので、先の命令に係る少額領収書等の写し1部を提出してください。この場合において、この命令に対しては、同一の少額領収書等の写しを既に提出している旨を通知してください。</p> <p>(3) この命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がないとき又は同一の少額領収書等の写しを既に提出している場合は、少額領収書等の写しに係る通知書により、その旨を通知してください(法第19条の16第6項ただし書)。</p> <p>(4) 提出に当たっては、提出命令があった日から20日以内に、愛媛県選挙管理委員会に到達する必要がありますので(法第19条の16第6項)、余裕を持って郵送等をしてください。</p>
提出期間の延長について	<p>事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、愛媛県選挙管理委員会に対し、その提出期間を30日間延長するよう求めることができます(法第19条の16第7項)。</p> <p>期間の延長を求めるときは、この命令があった日から20日以内に、延長を求める期間、その理由等を記載した少額領収書等の写しの提出期間延長申出書(様式第2号)を提出してください(法第19条の16第8項)。</p> <p>なお、提出期間の延長があった場合は、開示請求者に対し延長後の期間及びその理由を通知します(法第19条の16第9項)。</p>
提出しない場合について	<p>この命令に違反して少額領収書等の写しを提出されないときは、その旨を開示請求者に通知するとともに、その旨並びに貴国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地をインターネットの利用等により公表することになります(法第19条の16第16項)。</p>

様式第10号（第3条、様式第9号関係） 少額領収書等の写しに係る通知書

少額領収書等の写しに係る通知書

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会 様

国会議員関係政治団体の名称

会計責任者の氏名

少額領収書等の写しの提出命令に対する通知等の内容

- (1) 次の表のとおり、少額領収書等の写しを提出する。
 (該当する支出項目ごとに提出する枚数を記入してください。)

支 出 項 目	年	提出枚数
①光熱水費		枚
②備品・消耗品費		枚
③事務所費		枚
④組織活動費		枚
⑤選挙関係費		枚
⑥機関紙誌の発行その他の事業費		枚
⑦調査研究費		枚
⑧寄附・交付金		枚
⑨その他の経費		枚
合 計		枚

- (2) 少額領収書等の写しに係る支出がない。
- (3) 同一の少額領収書等の写しを既に提出している。
 (年 月 日提出済)

※受付年月日 年 月 日

※備 考

記入上の注意

- のある欄は、該当するの中に \surd 印を付けてください。
- ※印の欄は、記入しないでください。

注意

- この通知書は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第6項の規定により少額領収書等の写しを提出するときに、併せて提出してください。
- この通知書は、政治資金規正法第19条の16第6項ただし書の規定による通知に係る様式です。

様式第11号（第3条関係） 国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しない旨の通知書

国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しない旨の通知書

第 年 月 日

様

愛媛県選挙管理委員会 印

年 月 日付けで請求のあった政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項の規定による開示の請求については、国会議員関係政治団体から提出期限までに少額領収書等の写しが提出されませんでしたので、同条第16項の規定に基づき通知します。

	年	国会議員関係政治団体の名称
開示請求のあった国会議員関係政治団体の名称		
連絡先		